

南島原市生殖補助医療費(不妊治療)を助成

☎ 子育てひろば

不妊治療に公的医療保険が適用されますが、治療内容によっては自己負担が増加する場合があります。  
不妊に悩むご夫婦が治療を受けた際の経済的負担を軽減するために、生殖補助医療などに係る費用の一部を助成します。  
※一般不妊治療・不育治療費助成は従来どおり継続しています。

- 助成対象…すべてに該当する人

  - ①市内に1年以上住所を有し、現在も市民である夫婦(事実婚関係含む)
  - ②夫婦ともに市税の滞納がないこと
  - ③治療を開始する妻の年齢が満43歳未満であること
  - ④医療保険各法の規定に基づく被保険者もしくは組合員または被扶養者であること
- 助成内容

体外受精および顕微授精・男性不妊治療

※治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで
- 助成額

治療1回につき治療に要した本人負担額(※)から1万円を差し引いた額(上限:10万円)

※保険適用後高額療養制度に該当する場合は、高額療養費の助成額を控除した額
- 申請期限

1回の生殖補助医療が終了または中止した日の翌日から1年を経過するまで
- 申請方法

市ホームページ、こども未来課および各支所に備えている申請書に必要事項を記載の上、提出してください。



市HP

子宮頸がん予防ワクチンの  
キャッチアップ接種について  
～公費接種は令和7年3月末まで～

☎ 子育てひろば

定期接種の機会を逃された人は、公費負担での接種ができます。

- ☎長崎県内協力医療機関
- 料無料
- ☎市内に住所を有する平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれ的女性で、過去に子宮頸がん予防ワクチンの接種を合計3回受けていない人
- 接種方法
- ①事前に医療機関に接種日時を予約してください
  - ②予診票に必要事項を記入してください
- 持参品…予診票・母子健康手帳・住所が確認できるもの(マイナンバーなど)・健康保険証
- その他
- 公費で3回の接種を完了させるためには、9月までに1回目を接種することをおすすめします。

被爆二世の無料健康診断

☎ 長崎県原爆被爆者援護課  
☎095-895-2475

県南保健所  
☎0957-62-3289

健康づくり課(南有馬庁舎)  
☎73-6641

- ☎次のすべてに該当し、受診を希望する人
- ・両親またはそのどちらかが原爆被爆者である人
  - ・昭和21年6月4日以降に出生した人(両親のどちらかが広島被爆の場合、昭和21年6月1日以降に出生した人)
  - ・長崎県内に居住している人
- ☎令和7年2月10日(月)
- ☎健康づくり課、各支所、県南保健所に備えている「受診申込書」で申し込みください。(県電子申請システムでも申請可能)。
- 受診期限…令和7年2月28日(金)
- 受診方法…「受診票」を持参の上、指定医療機関で受診してください。
- ※受診回数は、期間中に1回のみ

6月 母子保健

※対象年齢などは別途配布している「母子保健事業のお知らせ」をご覧ください。

☎ 子育てひろば

| 事業名      | 実施日    | 場所        | 受付時間                                                                                         |
|----------|--------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳児相談     | 5日(火)  | 布津保健センター  | ◎2～3か月児(3月生)<br>10:00～10:20<br>◎6～7か月児(11月生)<br>13:00～13:20<br>◎10～11か月児(7月生)<br>14:00～14:20 |
|          | 28日(金) | 北有馬保健センター |                                                                                              |
| 1歳6か月児健診 | 4日(火)  | 布津保健センター  | 12:15～12:45<br>※対象のお子さんには個別に案内を送付します。                                                        |
| 3歳児健診    | 11日(火) | 布津保健センター  | 12:15～12:45<br>※対象のお子さんには個別に案内を送付します。                                                        |
|          | 27日(木) | 北有馬保健センター |                                                                                              |

※各健診や相談は受診対象月を過ぎても受診できます。保護者とお子さんの体調が良いときに受診してください。  
※来所の際は、可能な限りマスクを着用願います。

知ってください 熱中症特別警戒情報

☎ 健康づくり課(南有馬庁舎) ☎73-6641

環境省は、より深刻な健康被害が発症し得る場合に備え、熱中症警戒アラートより一段上の「熱中症特別警戒情報」を創設しました。

|      | 熱中症警戒アラート                                              | 熱中症特別警戒情報(新規)                                        |
|------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 位置づけ | 気温が著しく高くなることにより熱中症による健康被害が生ずる恐れがある場合                   | 気温が特に著しく高くなることにより熱中症による <u>重大な健康被害が生ずる恐れがある</u> 場合   |
| 発表基準 | 長崎県内の <u>いずれか</u> の地点において、暑さ指数が <u>33</u> に達すると予測される場合 | 長崎県内の <u>全ての</u> 地点において、暑さ指数が <u>35</u> に達すると予測される場合 |

※暑さ指数とは、人体と外気との熱のやりとりに着目し、気温、湿度、日射・輻射をもとに算出する指数

熱中症特別警戒情報が発表された場合、普段心がけている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性があります。自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守りましょう。

熱中症予防情報サイト

検索



熱中症予防情報サイト

児童手当の現況届について

☎ こども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

児童手当の現況届については原則提出不要ですが、以下のいずれかに該当する人は提出が必要です。  
現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

- 現況届が必要な人
  - ・離婚協議中で配偶者と別居と申請した人
  - ・そのほか市から提出の案内があった人
  - ・児童が市外在住で、別居監護している人
  - ※対象者には、個別に通知します。